

別紙1 「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ(本人用)」

奈良県後期高齢者医療広域連合では、診療報酬明細書等の開示の請求があった場合、個人のプライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで、開示しているところです。

診療報酬明細書等の開示請求をされる方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続されるようお願いいたします。

1 開示の請求ができる方（次のいずれかに該当する方）

- (1) 開示を請求する診療報酬明細書等に記載されている被保険者本人（被保険者であった者を含む。）
- (2) (1)の方が成年被後見人の場合における法定代理人

2 開示の請求に当たって必要な書類等

開示の請求をされる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ、手続してください。

- (1) 保有個人情報開示請求書（保険医療機関ごとに1の請求とします。）
- (2) 開示を請求する方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおりに）

3 開示を請求される方の本人確認

開示の請求ができるのは、上記1の該当者本人に限っており、また、手続等に当たって、開示を請求される方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該保険医療機関等に診療上支障が生じないことを確認する必要があります。

従って、当該保険医療機関等から開示の同意を得られなかった診療報酬明細書等は、開示できませんので、ご理解をお願いします。

5 診療内容に関する照会

診療内容についての照会に対しては、お答えできませんので、ご了承ください。

6 開示の事務処理

- (1) 開示請求書を受理した日から開示までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため、約1か月程度要しますので、ご了承ください。
- (2) 開示の方法については、開示請求書でご指定された方法により実施します。

7 その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものでないことをご理解願います。
- (2) 開示の請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合は、ご請求にお応えできないことをご理解ください。（なお、不開示の決定通知書をお渡しします。）

(裏面)

本人確認に必要な書類

ア：次のいずれか1点

運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真付）、外国人登録証明書その他写真のある許可証・免許証等（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、運行管理者技能検査合格証明書、古物行商許可証、無線従事者免許証ほか）
官公庁の職員であることを証明する書類（写真付身分証明書）

イ：次のうちいずれか2点（ただし、a + a 又は a + b）

- a・・・後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、共済組合員証、年金証書（手帳）、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（写真無し）、開示請求書に押印した印の印鑑登録証明書
- b・・・会社の社員証（写真付）、学生証（写真付）

■開示を請求される方が・・・被保険者本人（被保険者であった者を含む。）の場合

1. アのいずれか1点又はイのうちいずれか2点
2. 婚姻等のため、開示請求時の氏名と開示請求する診療報酬明細書の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認ができる書類

■開示を請求される方が・・・被保険者本人（被保険者であった者を含む。）が成年被後見人である場合における法定代理人の場合

1. アのいずれか1点又はイのうちいずれか2点
2. 被保険者本人が成年被後見人であること、及び開示を請求される方が後見人であることを確認できる次のいずれかの書類
 - イ. 戸籍謄本（抄本） ロ. 住民票 ハ. 家庭裁判所の証明書
 - ニ. 登記事項証明書 ホ. その他法定代理人関係を確認し得る書類